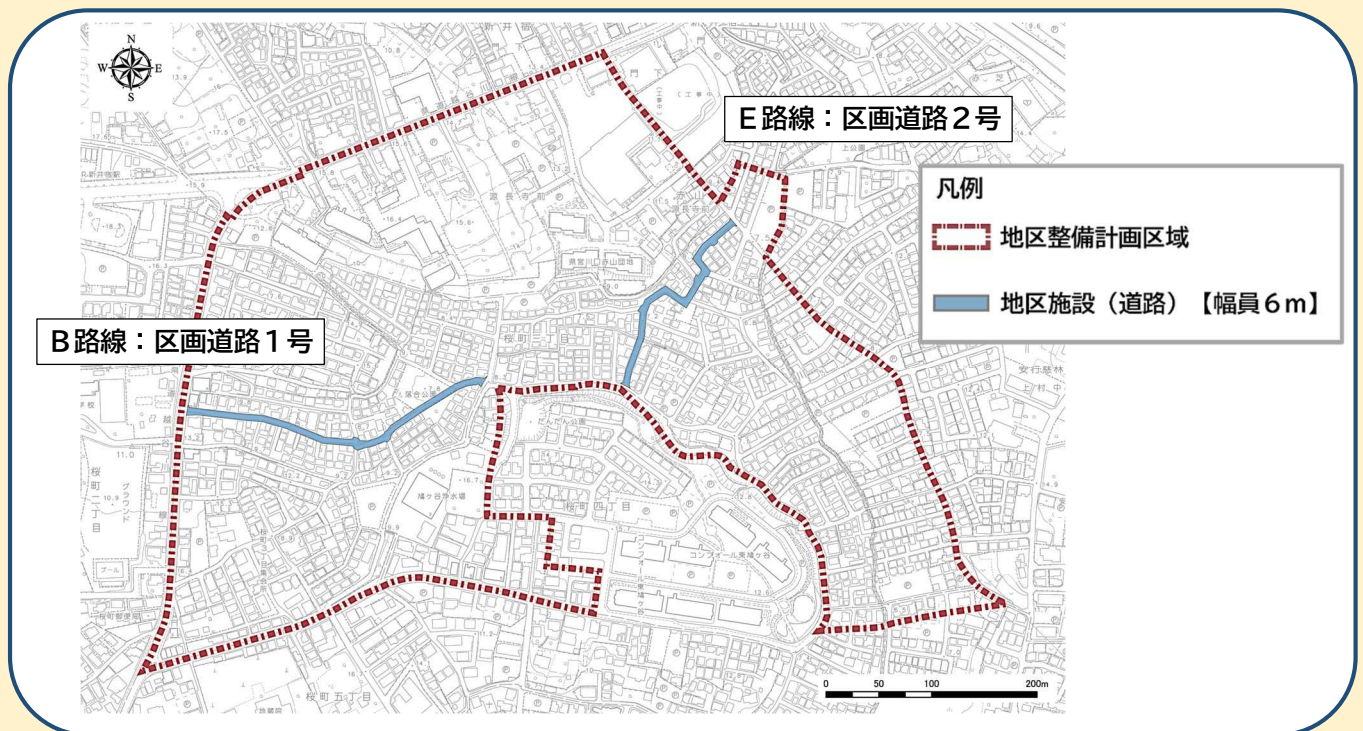


# 地区施設に接道する敷地での建築計画について

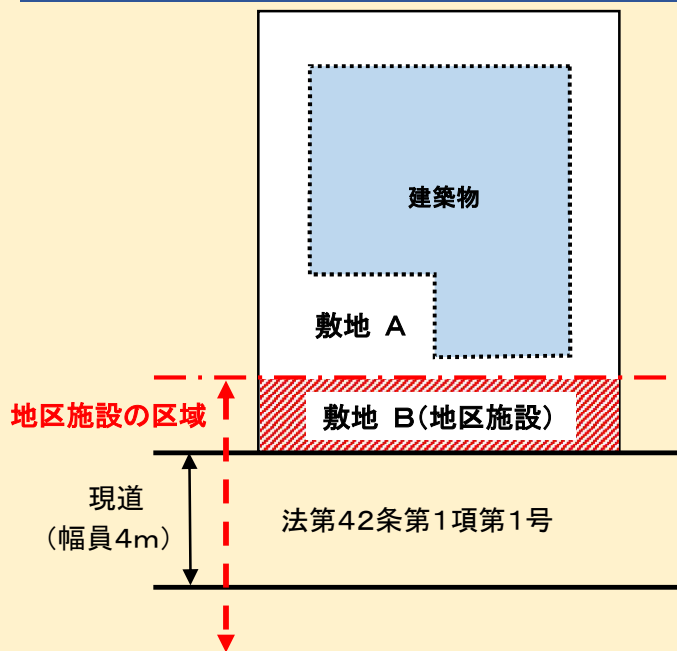
令和8年7月1日に桜町3・4丁目及び周辺地区において地区計画が施行され、防災上重要となる優先整備路線【主要区画道路 B・E 路線】が地区施設(名称:区画道路1号、2号)に指定されました。地区施設に接道する敷地で、建築をご検討の際は、再開発課までご相談ください。地区施設の図面につきましても、窓口でご確認いただけます。

地区施設の速やかな整備推進のために、ご協力をお願いいたします。



## 【敷地設定の考え方について】

(例:第一種低層住居専用地域(60/120)、前面道路が法42条第1項第1号道路)



### 【建築確認申請上の記載例】

敷地: A+B

建蔽率:  $(A+B) \times 60\%$  以下

容積率:  $(A+B) \times 120\%$  以下

### 【建築計画上の記載例】

敷地: A

建蔽率:  $A \times 60\%$  以下

容積率:  $A \times 120\%$  以下

問い合わせ:再開発課 再開発第1係  
048-229-5967